平成２８年（フ）第３６４号
栃木県宇都宮市上横田町828番地５　プレアデス・コートＢ101、前住所栃木県宇都宮市西原町3537番地５　エバーグリーンフィルド103
債務者　石川登利子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３３５号
静岡県焼津市浜当目４丁目７番10号
債務者　安本チェリベン　パギリナンこと　ヤスモト　チェリベン　パギリナン
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６６９号
東京都福生市加美平４丁目１番地加美平住宅21―404
債務者　岡村　亜季（旧姓奈良）
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７０３号
東京都八王子市長沼町1246番地１都営長沼町第２アパート７号棟301号
債務者　芝崎　保子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３０６号
静岡市葵区瀬名３丁目８番29号
債務者　眞浦　一博
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月17日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０９号
静岡市葵区瀬名３丁目８番29号
債務者　眞浦寿見子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月17日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６１８号
東京都小平市小川町２丁目1297番地の５アサヒハイツ202
債務者　近内　茂行
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３１２号
栃木県真岡市高勢町３丁目167番地　ミナミハイツ201号
債務者　大塚みゆき
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３号
熊本県天草市亀場町亀川1838番地、前住所熊本県天草市志柿町6817番地38　順荘１号室
債務者　髙見　朱美（旧姓森）
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月24日午前11時
熊本地方裁判所天草支部

平成２８年（フ）第１５２０号
横浜市南区南太田３丁目22番11号　ファミーユ南太田102
債務者　熱田　和裕
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５２１号
横浜市南区南太田３丁目22番11号　ファミーユ南太田102
債務者　熱田　優子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１７３号
横浜市南区中村町３丁目211番地　横浜市中央浩生館
債務者　福田　　強
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１９１号
横浜市鶴見区潮田町３丁目135番地の９
債務者　石原　幸路
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４１１号
横浜市鶴見区岸谷４丁目２番２号　プライム岸谷201号
債務者　吉永　　忍
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部